

上越市選挙管理委員会告示 第 56 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 3 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和6年10月5日（土）から令和6年10月27日（日）まで